

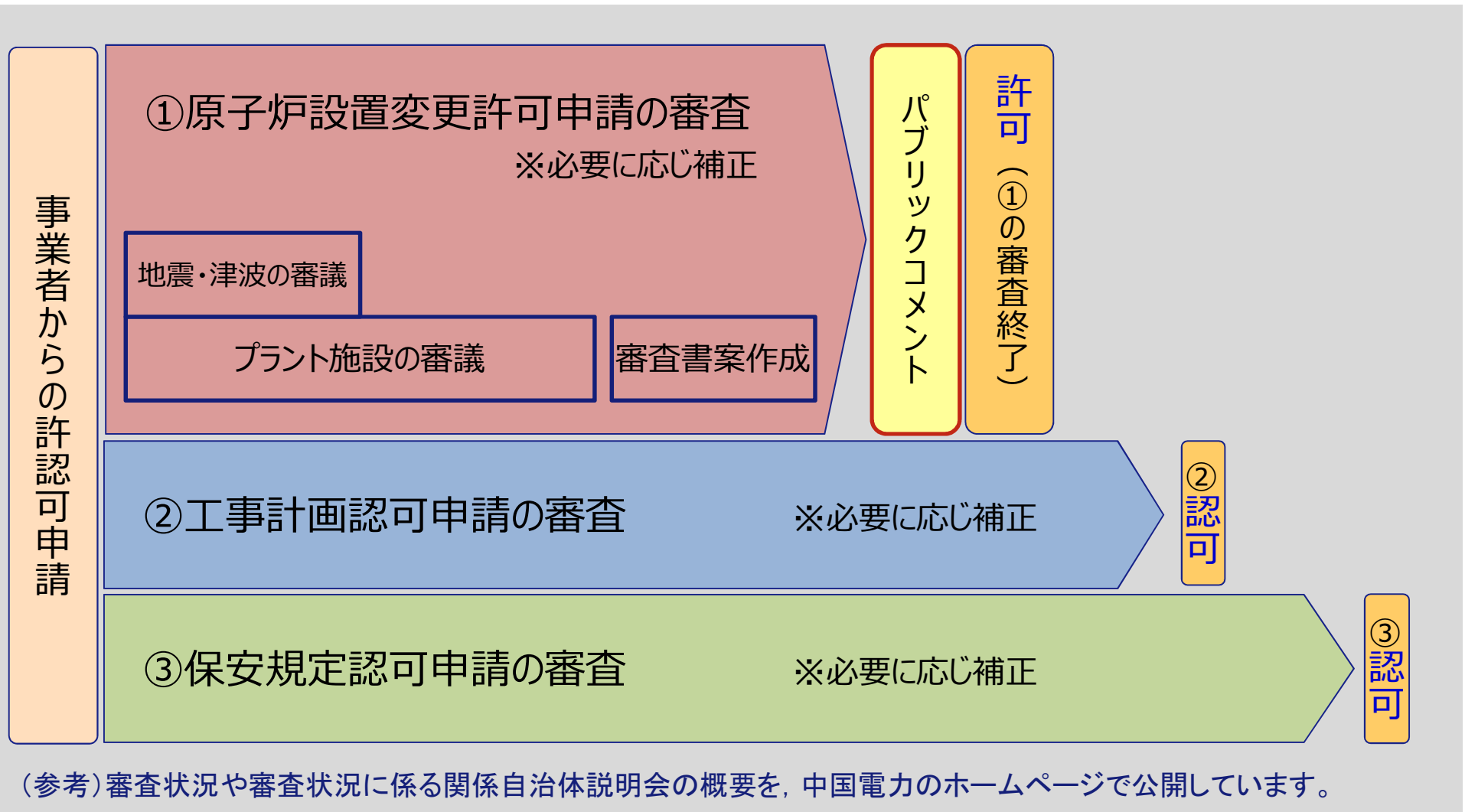
4. 島根2号機の審査状況

○2013年12月25日, 当社は, 島根2号機の新規制基準への適合性に係わる申請書類※を原子力規制委員会へ提出しました。

※「原子炉設置変更許可申請書」, 「工事計画認可申請書」および「保安規定変更認可申請書」

○2014年1月16日より, 原子力規制委員会による適合性審査が開始されました。

適合性審査の流れ



島根2号機 適合性審査の状況(1/2)

69

- 2021年2月18日の審査会合をもって、現時点でいただいている審査会合コメントの回答を完了しました。今後、新たにコメントをいただくことがあれば、引き続き適切に対応してまいります。
- 原子炉設置変更許可申請に係る審査は終盤を迎えており、これまでの審査結果を踏まえ、補正の準備を進めているところです。

《島根2号機の審査状況(特定重大事故等対処施設等の審査を除く)》

2021年2月18日時点

	回数	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020年度										
									4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
総 論	6	2		1	2		1												
地震・津波	47	2	8	9	4	7	9	5			1				1			1	
設備	126		28	22	5		2	44	1	3	4	3	3	2	3	1	2	2	1
現地調査・確認	(6)		(2)	(1)		(1)	(1)	(1)											
計	179*	4	36*	32*	11	7*	12*	49*	1	3	5	3	3	2	4	1	2	3	1

* 現地調査および現地確認はカウントせず

島根2号機 適合性審査の状況(2/2)

70

○2021年2月末時点において、「179回」の審査会合が開催されました。

主要な審査項目		審査状況	主要な審査項目		審査状況
審査の申請概要, 主要な論点, 審査会合の進め方		実施中			
地震	敷地及び敷地周辺の地下構造	実施済	設計基準 事故対策	内部溢水	実施済
	震源を特定して策定する地震動	実施済		火災	実施済
	震源を特定せず策定する地震動	実施済		竜巻(影響評価・対策)	実施済
	基準地震動	実施済		火山(影響評価・対策)	実施済
	耐震設計方針	実施済		外部事象	実施済
	敷地の地質・地質構造	実施済		静的機器単一故障	実施済
	地盤・斜面の安定性	実施済		保安電源設備	実施済
津波	基準津波	実施済		誤操作防止, 安全避難通路, 安全保護回路	実施済
	耐津波設計方針	実施済		原子炉冷却材圧力バウンダリ	実施済
重大事故 対策	確率論的リスク評価	実施済		通信連絡設備	実施済
	事故シーケンスの選定	実施済		監視測定設備	実施済
	有効性評価	実施済		共用設備	実施済
	解析コード	実施済		人の不法な侵入防止	実施済
	原子炉制御室	実施済		全交流電源喪失対策設備	実施済
	緊急時対策所	実施済		燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	実施済
	フィルタ付ベント設備	実施済		放射性廃棄物の処理施設	実施済
	水素爆発防止対策	実施済	その他	原子力事業者の技術的能力	実施済
	有毒ガス防護	実施済		品質管理に必要な体制の整備	実施済
	重大事故対応に必要な技術的能力	実施済		特定重大事故等対処施設	実施中
	残留熱代替除去系	実施済		所内常設直流電源設備(3系統目)	実施中

※審査状況を「実施済」と記載した審査項目も, 他の審査の進ちよく等により, 再度審査となることがあります。

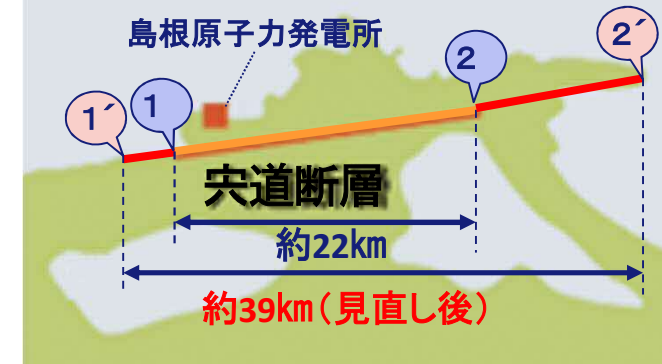
適合性審査における対応状況の例(地震1/3)

71

突道断層の評価長さ

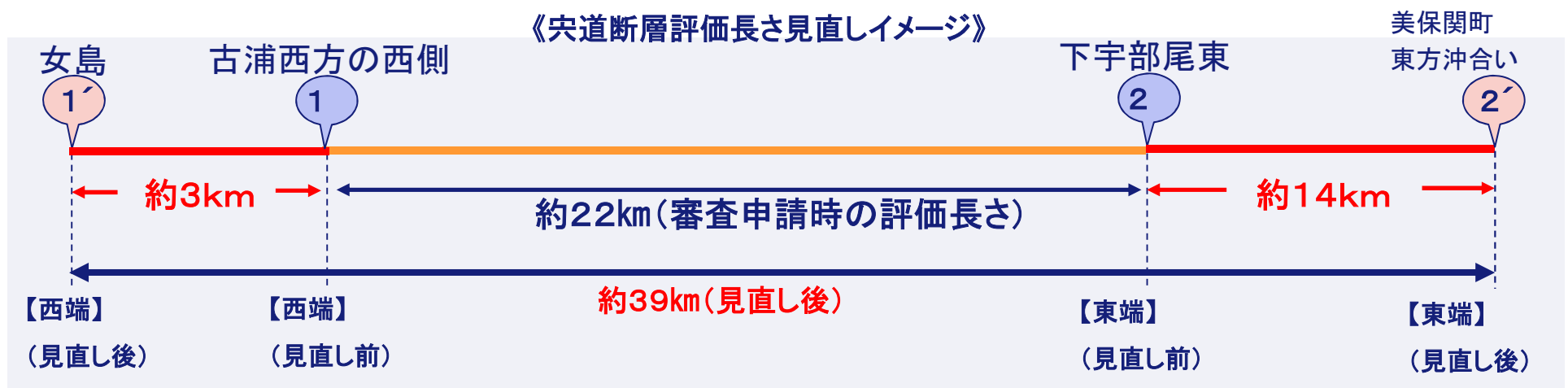
- 発電所の安全性により万全を期す観点から、活断層評価に関する追加調査結果等を踏まえ、断層の評価長さを約39kmに見直しました。

＜突道断層イメージ図＞



評価地点	見直しの理由
西端 ① ➡ ①'	活断層評価に用いるデータの精度・信頼性が高い ①' を西端とした。
東端 ② ➡ ②'	② の東方において「活断層の可能性のある構造」があるとする知見に基づき、追加調査を実施。その結果、上載地層法等により後期更新世以降の断層活動を完全に否定する調査結果が得られなかったことから、精度・信頼性の高いデータが得られている ②' を東端とした。

《突道断層評価長さ見直しイメージ》



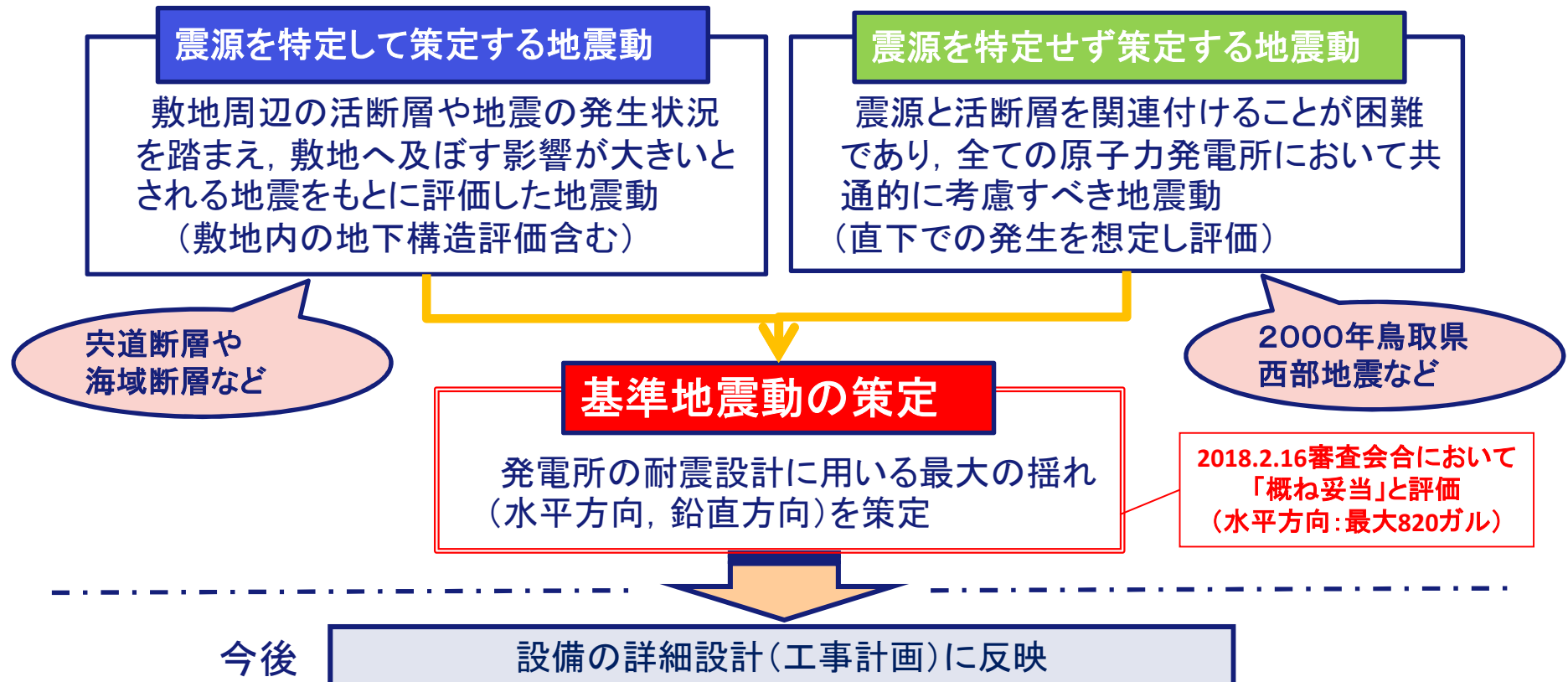
※3 新規制基準では、後期更新世(約12~13万年前)以降の活動性が否定できない断層を活断層として考慮することとしている。

適合性審査における対応状況の例(地震3/3)

73

【新規制基準における基準地震動の位置づけ】

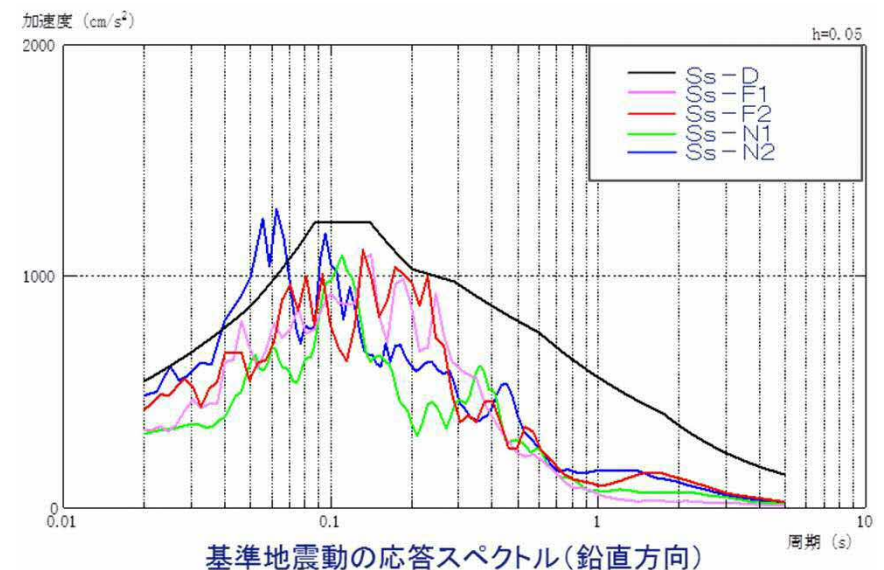
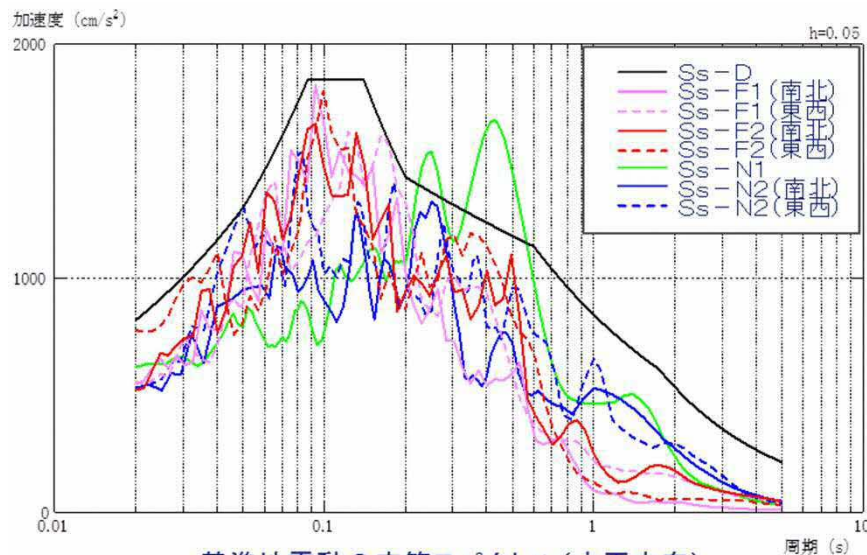
- 発電所において想定される最大の揺れのことを「**基準地震動**」といいます。
- 「基準地震動」は「震源を特定して策定する地震動」および「震源を特定せず策定する地震動」をもとに策定します。
- この基準地震動を用いて、設備の詳細設計(工事計画)を実施します。



(参考) 基準地震動の策定

74

	基準地震動		水平方向	鉛直方向
震源を特定して策定する地震動	・応答スペクトル手法による基準地震動	Ss-D	820ガル	547ガル
	・断層モデル手法による基準地震動	Ss-F1	549ガル(南北成分) 560ガル(東西成分)	337ガル
		Ss-F2	522ガル(南北成分) 777ガル(東西成分)	426ガル
震源を特定せず策定する地震動	・2004年北海道留萌支庁南部地震(K-NET港町)の検討結果に保守性を考慮した地震動	Ss-N1	620ガル	320ガル
	・2000年鳥取県西部地震(賀祥ダム(監査廊))の観測記録	Ss-N2	528ガル(南北成分) 531ガル(東西成分)	485ガル



適合性審査における対応状況の例(津波)

75

基準津波の策定

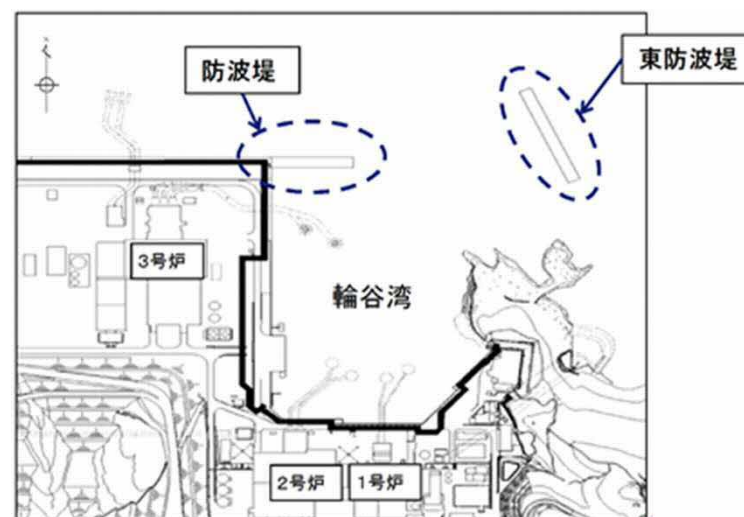
新規制基準では、考えられる最大の津波である「**基準津波**」を策定した上で、原子力発電所の安全設計や安全対策を行うよう求められており、この基準津波は、地震のほか、地すべり等の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮した上で策定することとされています。

【基準津波の評価】

時 期	敷地最高水位	評価内容
2号機申請時 (2013年12月)	9.5m	・2012年に鳥取県が想定した日本海東縁部の地震に伴う津波を反映
第632回審査会合 (2018年9月)	11.6m (防波堤無しの場合)	・津波解析モデルの計算格子サイズ細分化に伴う解析 ・防波堤の有無を考慮した検討



島根原子力発電所で想定する地震による津波



防波堤(2堤)の位置

- 三瓶浮布テフラは島根半島(敷地含む)において確認されていないが、敷地は三瓶山の風下側に位置し、風向によっては降灰が想定されること等から、町田・新井(2011)による50cm等層厚線を保守的に考慮し、三瓶山からの距離に応じた層厚を算定した結果、敷地における降灰層厚を「56cm」に見直すこととしました(2020年9月18日審査会合において説明)。原子力規制委員会から、「三瓶浮布テフラの実績層厚に関する地質調査結果を資料に反映させること」等のコメントを受けました。
- 2020年7月7日～11月13日に実施した地質調査結果をとりまとめ、2020年11月27日審査会合において層厚評価の妥当性について説明した結果、概ね十分な回答がなされたと評価されました。
- 12月15日の審査会合において、施設が層厚の荷重に耐えられること、非常用ディーゼル発電機などが機能喪失しないことを説明しました。また、2021年1月19日の審査会合において、排気筒の放射線モニタリング設備が機能喪失した場合の対応方法について、排気筒モニタ室の補強及びフィルタ設置により安全機能を損なわない設計とすること等を説明し、追加の指摘事項はありませんでした。
- 今後、保安規定の審査に合わせ、ディーゼル発電機のフィルタの目詰まり等を考慮しても適切な安全対策の実施により必要な機能が維持できることを説明する予定です。



適合性審査における対応状況の例(緊急時対策所)

78

- 見直し後の基準地震動による免震重要棟への影響評価結果を踏まえ、緊急時 対策本部の要員の居住性確保の観点から、**より高い気密性を確保できる耐震構造**の緊急時対策所を新たに設置し、緊急時対策本部を移設することとしました。

時 期	緊急時対策所
2号機申請時	免震重要棟
審査後(見直し後)	緊急時対策所(耐震)

免震重要棟は、復旧作業に従事する要員の待機場所等として活用する。



(参考)新規制基準適合性審査状況〔審査中〕

9社・12地点(BWR:9 PWR:3)で適合性審査が継続中。

 : 原子炉設置変更許可済

(申請日順)

申請者	プラント	炉型※	申請日	備考
北海道電力(株)	泊発電所(1・2・3号機)	PWR	2013年7月8日	
東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所(6号機)	ABWR	2013年9月27日	原子炉設置変更許可日 : 2017年12月 27日
中国電力(株)	島根原子力発電所(2号機)	BWR	2013年12月25日	
東北電力(株)	女川原子力発電所(2号機)	BWR	2013年12月27日	原子炉設置変更許可日 : 2020年2月26日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所(4号機)	BWR	2014年2月14日	
東北電力(株)	東通原子力発電所(1号機)	BWR	2014年6月10日	
北陸電力(株)	志賀原子力発電所(2号機)	ABWR	2014年8月12日	
電源開発(株)	大間原子力発電所	ABWR	2014年12月16日	建設中
関西電力(株)	高浜発電所(1・2号機)	PWR	2015年3月17日 (1,2号機)	原子炉設置変更許可日 : 2016年 4月20日 工事計画認可日 : 2016年 6月10日 運転期間延長認可日(運転期間60年) : 2016年 6月20日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所(3号機)	BWR	2015年6月16日	
日本原子力発電(株)	敦賀発電所(2号機)	PWR	2015年11月5日	
中国電力(株)	島根原子力発電所(3号機)	ABWR	2018年8月10日	建設中

※. PWR : 加圧水型軽水炉, BWR : 沸騰水型軽水炉, ABWR : 改良型沸騰水型軽水炉

原子力規制委員会HPを基に作成

(参考)新規制基準適合性審査状況〔審査済〕

80

5社・8地点(BWR:2 PWR:6)が適合性審査に合格。

(申請日順)

申請者	プラント	炉型※	申請日	備考
関西電力(株)	高浜発電所(3・4号機)	PWR	2013年7月8日 (3,4号機)	原子炉設置変更許可日 (3,4号機):2015年2月12日 (1,2号機):2016年4月20日 工事計画認可日(3号機):2015年8月4日 【特重施設の運用開始日:2020年12月11日】 工事計画認可日(4号機):2015年10月9日 【特重施設の設置期限日:2020年10月8日】 保安規定認可日(3,4号機):2015年10月9日 営業運転再開日(3号機):2016年2月26日 (4号機):2017年6月16日
	大飯発電所(3・4号機)	PWR	2013年7月8日	原子炉設置変更許可日:2017年5月24日 工事計画認可日:2017年8月25日 保安規定認可日:2017年9月1日 営業運転再開日(3号機):2018年4月10日 (4号機):2018年6月5日
四国電力(株)	伊方発電所(3号機)	PWR	2013年7月8日	原子炉設置変更許可日:2015年7月15日 工事計画認可日:2016年3月23日 【特重施設の設置期限日:2021年3月22日】 保安規定認可日:2016年4月19日 営業運転再開日:2016年9月7日
九州電力(株)	川内原子力発電所 (1・2号機)	PWR	2013年7月8日	原子炉設置変更許可日:2014年9月10日 工事計画認可日(1号機):2015年3月18日 【特重施設の運用開始日:2020年11月11日】 工事計画認可日(2号機):2015年5月22日 【特重施設の運用開始日:2020年12月16日】 保安規定認可日:2015年5月27日 営業運転再開日(1号機):2015年9月10日 (2号機):2015年11月17日

※: PWR:加圧水型軽水炉, BWR:沸騰水型軽水炉, ABWR:改良型沸騰水型軽水炉

原子力規制委員会HPを基に作成

(参考)新規制基準適合性審査状況〔審査済〕

5社・8地点(BWR:1 PWR:6)が適合性審査に合格。

(申請日順)

申請者	プラント	炉型※	申請日	備考
九州電力(株)	玄海原子力発電所 (3・4号機)	PWR	2013年7月12日	原子炉設置変更許可日 : 2017年 1月18日 工事計画認可日(3号機) : 2017年 8月25日 (4号機) : 2017年 9月14日 保安規定認可日(3・4号機) : 2017年 9月14日 営業運転再開日(3号機) : 2018年 5月16日 (4号機) : 2018年 7月19日
東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所 (7号機)	ABWR	2013年9月27日	原子炉設置変更許可日 : 2017年12月 27日 設計および工事計画認可日 : 2020年10月14日 保安規定許可日 : 2020年10月30日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	2014年5月20日	原子炉設置変更許可日 : 2018年9月26日 工事計画認可日 : 2018年10月18日 保安規定認可日 : 2018年11月 7日
関西電力(株)	美浜発電所(3号機)	PWR	2015年 3月17日	原子炉設置変更許可日 : 2016年10月 5日 工事計画認可日 : 2016年10月26日 運転期間延長認可日(運転期間60年) : 2016年11月16日 保安規定認可日 : 2020年 2月27日

※. PWR : 加圧水型軽水炉, BWR : 沸騰水型軽水炉, ABWR : 改良型沸騰水型軽水炉

原子力規制委員会HPを基に作成

5. 島根3号機の審査状況

島根3号機の審査対応について

83

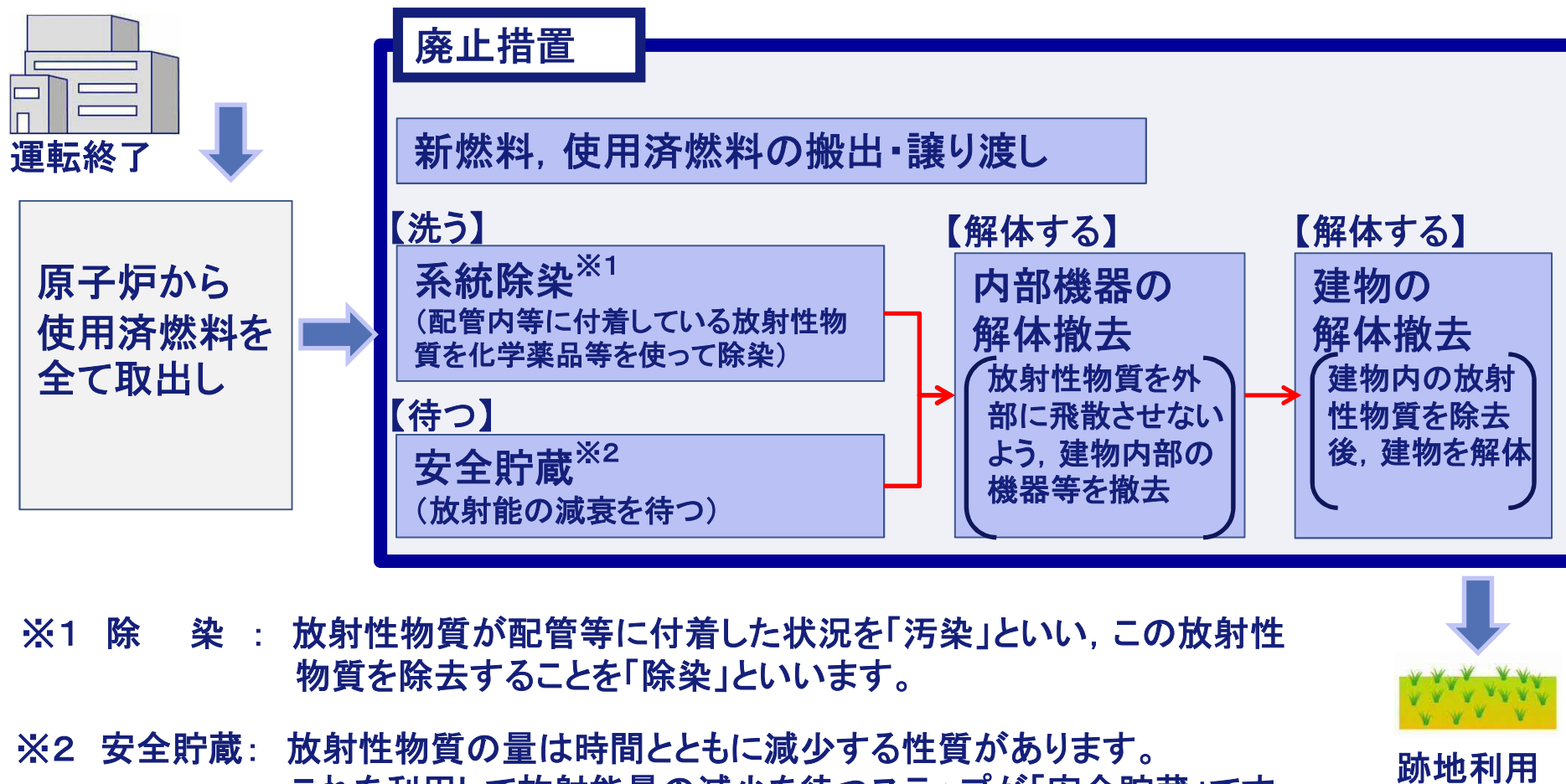
- 2018年8月10日に原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可申請を行い、同年9月4日に初回の審査会合が開催され、申請の概要についてご説明しました。
- 原子力規制委員会から、「地盤や津波など、基準適合の根拠となる解析結果などが申請書に記載されていないので、今の内容では審査が一部できない。審査の中で説明するのではなく、まずは審査できるものを出すこと。」とのコメントがありました。
- 今後、できるだけ早期に補正書の提出ができるよう対応してまいります。

月 日	件 名
2018/5/22	島根3号機新規制基準に係る安全対策に関する事前了解願いの提出等以降、自治体・議会・各種会議体および住民説明会において説明
2018/6/16 ～7/20	住民説明会を7回開催 (松江市2回, 出雲市, 安来市, 雲南市, 米子市, 境港市)
2018/8/6	島根3号機の新規制基準への適合性申請について 鳥取県・米子市・境港市より回答受領
2018/8/9	島根3号機適合性審査申請に関する 事前了解願いについて島根県より回答受領
2018/8/10	島根3号機 新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請
2018/9/4	新規制基準適合性に係る審査会合(1回目)

6. 島根1号機 廃止措置計画の概要

廃止措置とは

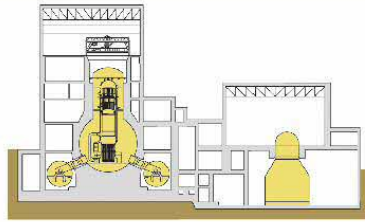
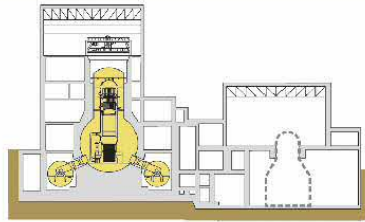
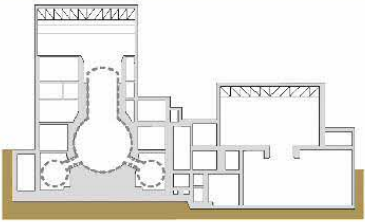
「廃止措置」とは、運転を終了した原子力発電所の原子炉より使用済燃料を全て取出した後から、全ての施設を解体撤去するまでの過程をいいます。



廃止措置の工程

86

- ・廃止措置は工程を4段階に区分し、約30年かけて実施する予定です。
- ・現在、第1段階の作業に取り組んでおり、第2段階以降の具体的な作業計画は、第1段階に実施する施設の汚染状況調査結果等を踏まえ、改めて策定することとしています。
- ・なお、島根1号機の廃止措置は、事故により廃炉となった東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉作業とは異なるものです。

現在の工程				
廃止措置の 実施区分	廃止措置計画認可日～2021年度 解体工事準備期間 (第1段階)	2022～2029年度 原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間(第2段階)	2030～2037年度 原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	2038～2045年度 建物等解体撤去期間 (第4段階)
				
	安全貯蔵		原子炉本体の解体撤去	建物等の解体撤去
	放射線管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去			
	主な作業	燃料搬出・譲り渡し		
汚染状況の調査				
汚染の除去				
放射線管理区域外の設備の解体撤去				
放射性廃棄物の処理処分				

廃止措置計画認可申請から廃止措置作業までの経緯

87

- ・2016年 4月28日 廃止措置計画について、関係自治体と締結する安全協定に基づく事前了解の申し入れ等※を実施
- ・ ~7月 1日 関係自治体から廃止措置計画の申請について了解する等の回答を受領
- ・ // 7月 4日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可を申請
- ・2017年 2月14日 原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請書に係わる補正書を提出
- ・ // 4月19日 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
- ・ // ~7月11日 関係自治体から廃止措置計画について事前了解等の回答を受領
- ・ // 7月28日 廃止措置作業に着手(汚染状況の調査)
- ・2018年 9月 7日 未使用新燃料搬出・譲渡し完了
- ・ // 12月 3日 放射性物質による汚染のない設備の解体撤去作業に着手

※島根県、松江市に「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく事前了解を申し入れ。

出雲市ならびに鳥取県、米子市および境港市に「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」ならびに「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の基づき計画概要を報告。
安来市、雲南市に当時の「島根原子力発電所に係る情報連絡について」に基づき連絡。(2017年2月10日、
「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結)

(参考) 廃止措置作業の状況について

88

第1段階の「解体工事準備期間」では、第2段階以降の解体工事に向けた汚染状況の調査や新燃料の搬出、放射線管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去などを行い、廃止措置を着実に進めています。



汚染状況の調査
(線量率測定箇所のマーキング)



未使用の新燃料92体 搬出・譲り渡し



管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去
(タンクの吊り上げ)

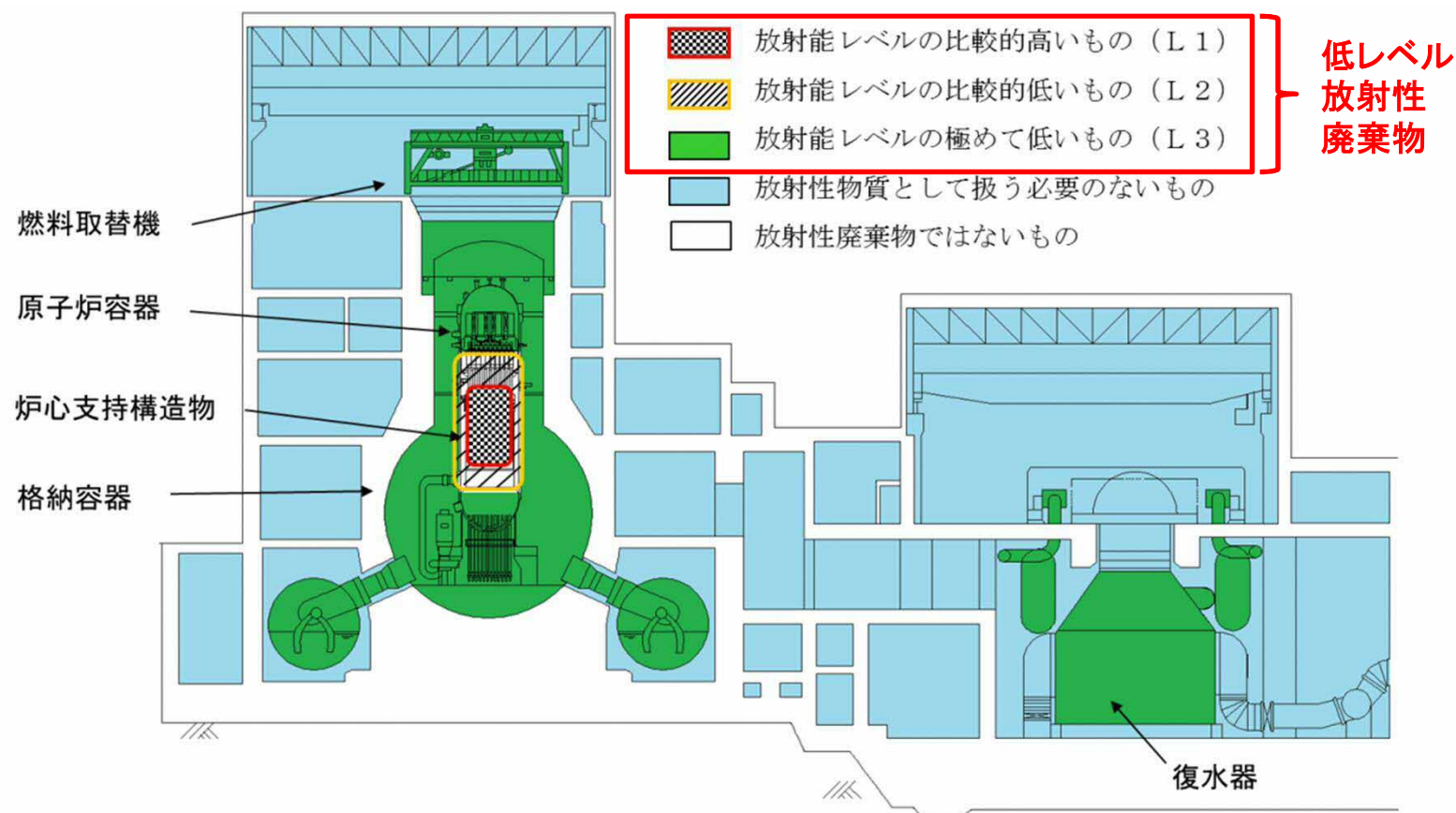


管理区域外にある役目を終えた設備の解体撤去
(中央制御室制御盤の撤去)

廃止措置に伴い発生する固体廃棄物

廃止措置に伴い発生する固体廃棄物は、「**低レベル放射性廃棄物**」「**放射性物質として扱う必要のないもの**」および「**放射性廃棄物ではないもの**」に分類されます。

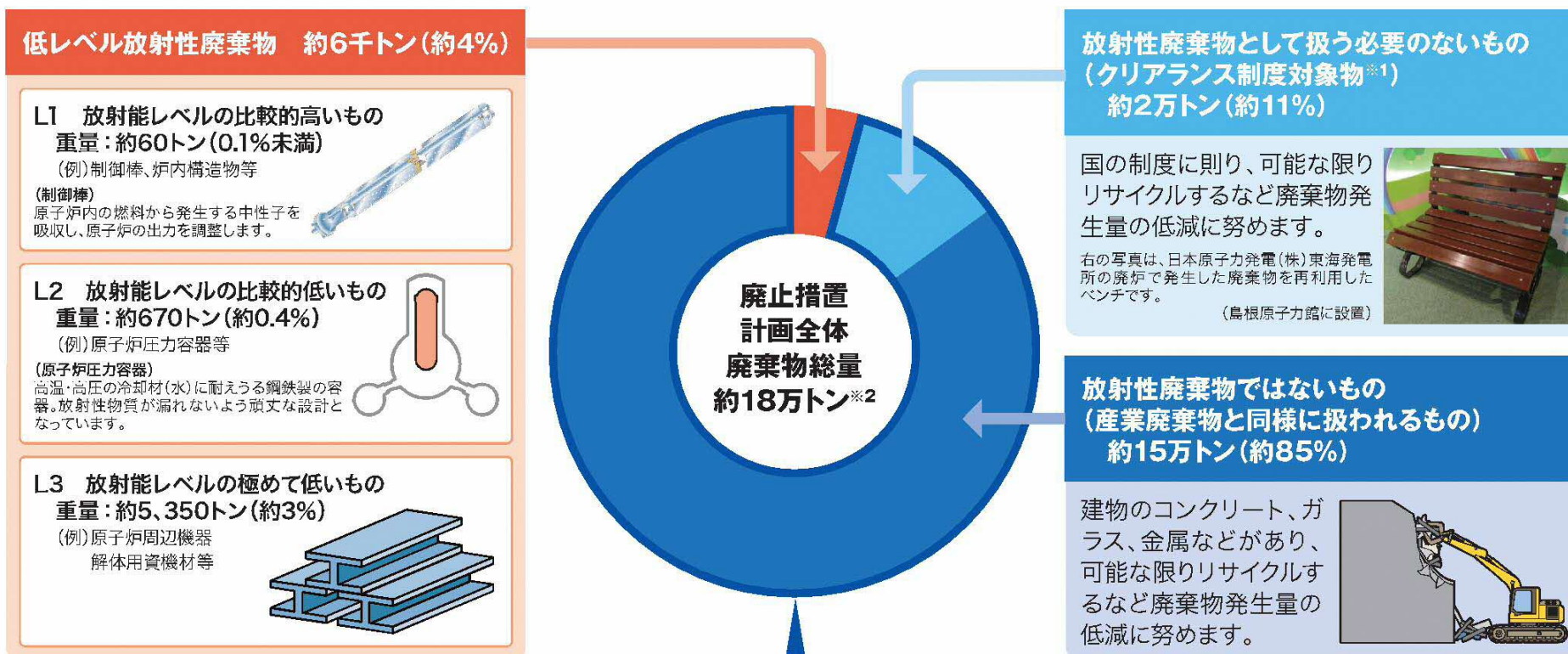
「低レベル放射性廃棄物」は、放射能レベルに応じてL1, L2, L3に区分します。



廃止措置に伴い発生する固体廃棄物の量

90

廃止措置に伴い発生する固体廃棄物の内、「約96%」は「放射性物質として扱う必要のないもの」「放射性廃棄物ではないもの」に該当します。



廃止措置に伴い発生する固体廃棄物のほとんどが一般の産業廃棄物として扱えるもの、またはクリアランス制度対象物です

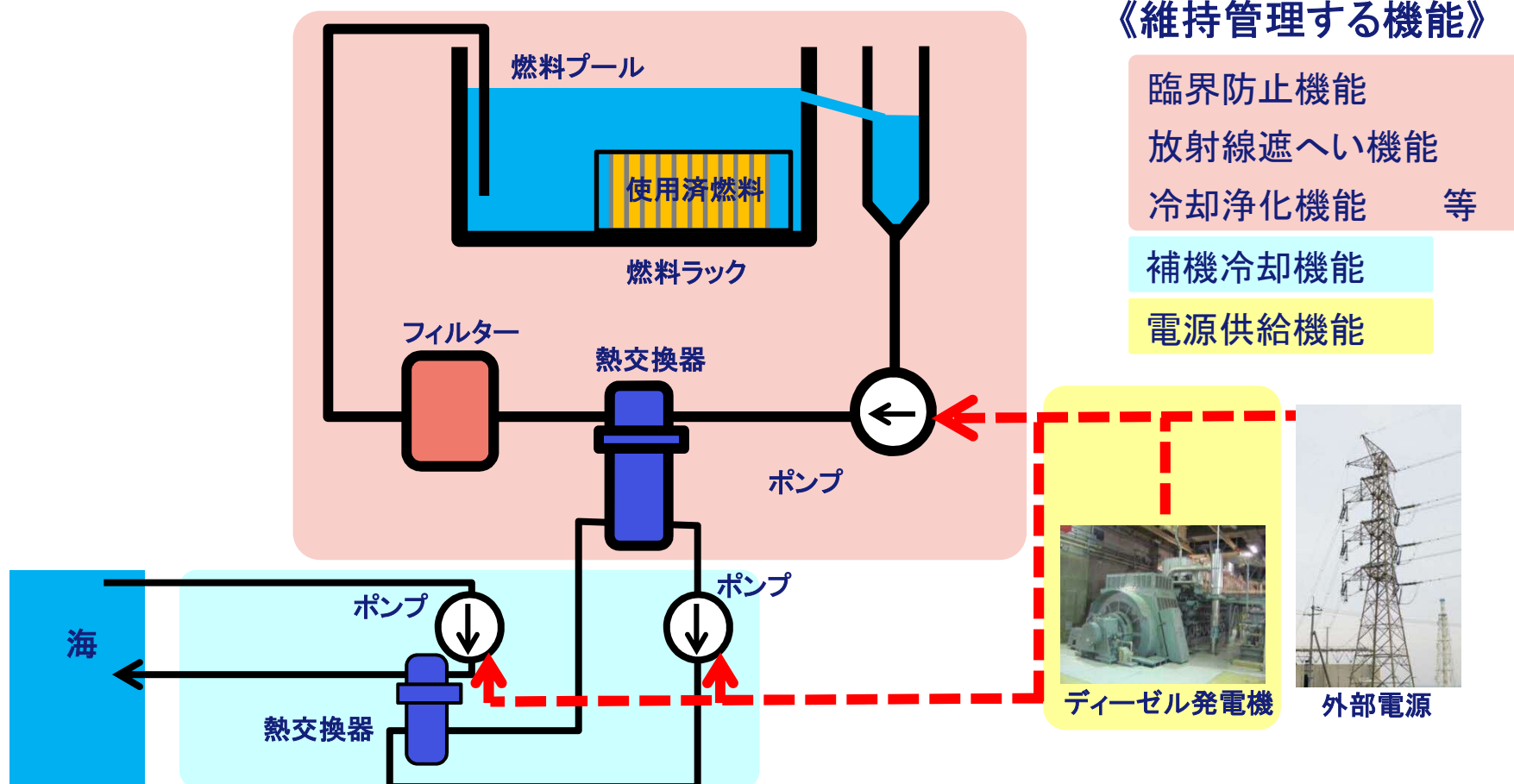
※1 放射能レベルが極めて低く、人や環境への影響がない放射性廃棄物

※2 熱出力が同程度の沸騰水型発電所の評価結果をもとに運転期間40年、稼働率75%として当社が試算したもの。今後、第1段階に実施する汚染状況の調査結果を踏まえ、より詳細な発生量を算定します。

(参考)燃料プールの維持管理について

91

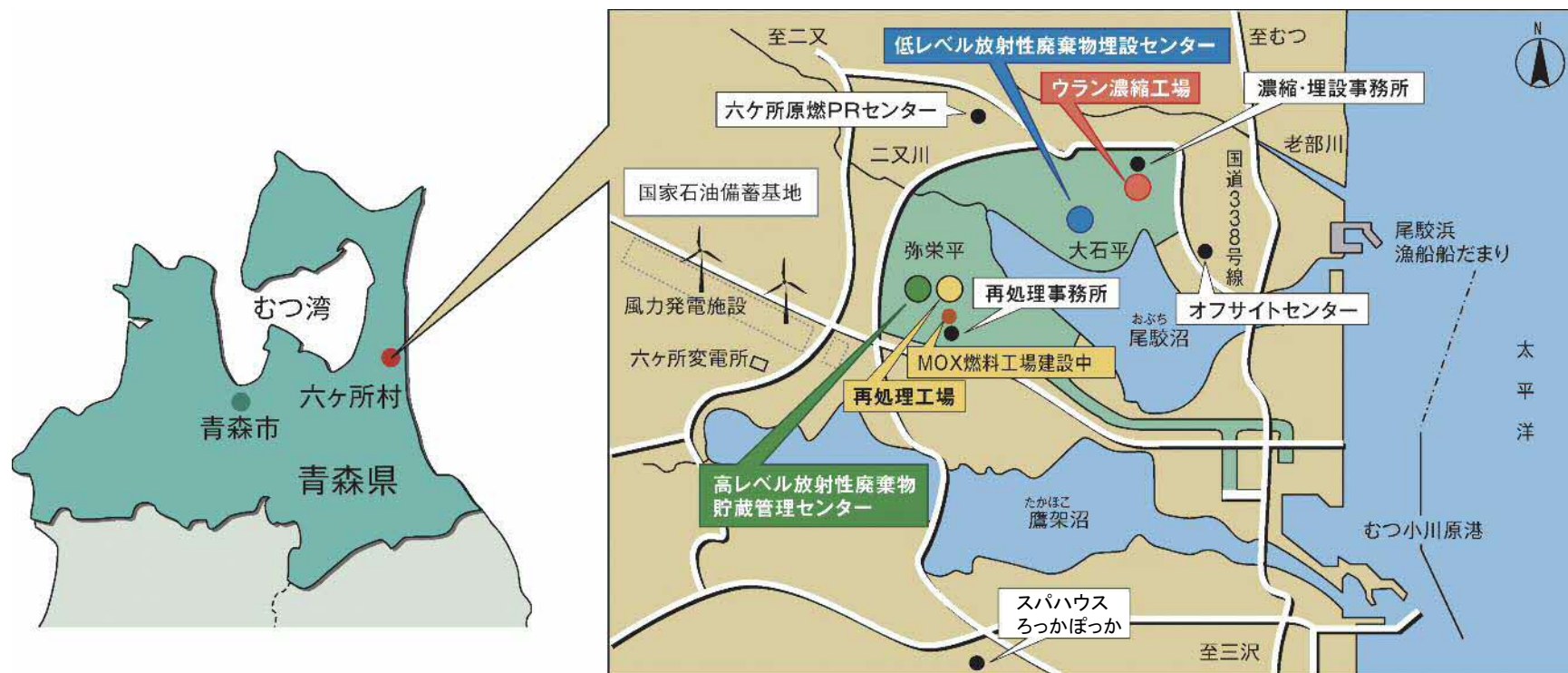
- 現在, 722体の使用済燃料を1号機の燃料プールに貯蔵しています。
- 使用済燃料の冷却に必要な燃料プールの機能(プール水の冷却, 電源など)については, 全ての使用済燃料が搬出されるまで適切に維持管理します。
- 更に福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策として, 全交流電源喪失などの万が一の場合に備え, 可搬型の代替注水設備を備えています。



(参考)原子燃料サイクル施設

92

- 日本原燃(株)では、原子燃料サイクル施設として、青森県六ヶ所村にウラン濃縮工場，低レベル放射性廃棄物埋設センター，高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの操業を開始しており，2022年度上期に再処理工場，2024年度上期にMOX燃料工場の竣工を予定しています。



ウラン濃縮工場
1992年操業開始



低レベル放射性廃棄物
埋設センター
1992年操業開始



高レベル放射性廃棄物
貯蔵管理センター
1995年操業開始



再処理工場
2022年度上期竣工予定



MOX燃料工場
2024年度上期竣工予定

写真提供：日本原燃(株)

(参考)島根1号機 冷却告示に係る見直しについて

93

廃止措置計画認可を受けた島根1号機は、2018年2月15日付けで発出された「原子力規制委員会告示第三号(冷却告示)」において、「**照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの**として原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設」と定められたことを踏まえて、以下を見直しました。

- 「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」に規定する、1号機における緊急時活動レベル(EAL)のうち、**燃料プールに係る緊急時活動レベルが適用の対象外**となりました。
- 島根1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、従来のPAZ(予防的防護措置を準備する区域)がなくなり、**原子力施設からおおむね半径5kmを目安に、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZ(緊急防護措置を準備する区域)に見直されました。**

【UPZの範囲を30km→5kmに見直し】



<解説:原子力災害対策を重点的に行う区域(島根1号機の見直し前および島根2号機)>

- 発電所から**約5km**の区域(PAZ:Precautionary Action Zone)
放射性物質が環境へ放出される前の初期の段階に応じて、避難やヨウ素剤服用など予防的防護措置を準備する区域
- 発電所から**約30km**の区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)
緊急時の防護措置(屋内退避、避難等)を準備することを定めた区域

(参考) 高レベル放射性廃棄物の処分

94

- 「高レベル放射性廃棄物」とは、原子力発電所から使用済燃料を再処理工場に運びまだ使えるウランや新たにできたプルトニウムを取り出した残りの廃液(核分裂生成物など)のことです。
- 高レベル放射性廃棄物は、化学的に安定したガラスと混ぜてステンレス製の容器に入れ、ガラス固化体にします。
- ガラス固化体は、冷却のために専用の施設で30～50年間程度貯蔵した後、人間の生活環境から隔離するため、地下300mより深い安定した地層に埋設(地層処分)する計画です。

ガラス固化体(人工バリア)

放射性物質を融けたガラスと混ぜて安定な形態に固めたものです。ガラスは、放射性物質が地下水に溶け出すのを抑えます。

オーバーバック(人工バリア)

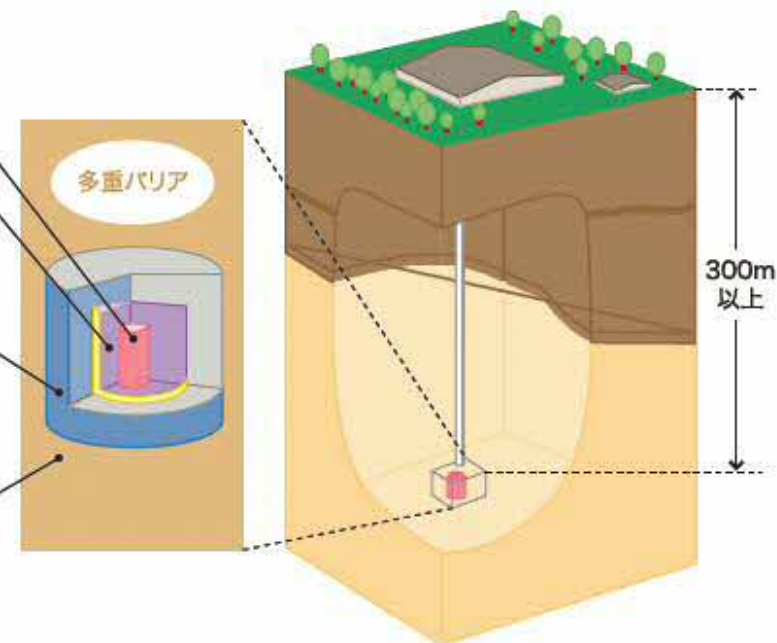
ガラス固化体を封入する金属製の容器です。この容器は深い地層の中では腐食しにくいので、長い間、地下水がガラス固化体に近づくのを防ぎます。

緩衝材(人工バリア)

オーバーバックと地層の間にベントナイトと呼ばれる粘土を充てんし、地下水の浸入と地下水による放射性物質の移動を抑制します。

地層(天然バリア)

岩石が放射性物質を吸着することによって、移動を遅くします。



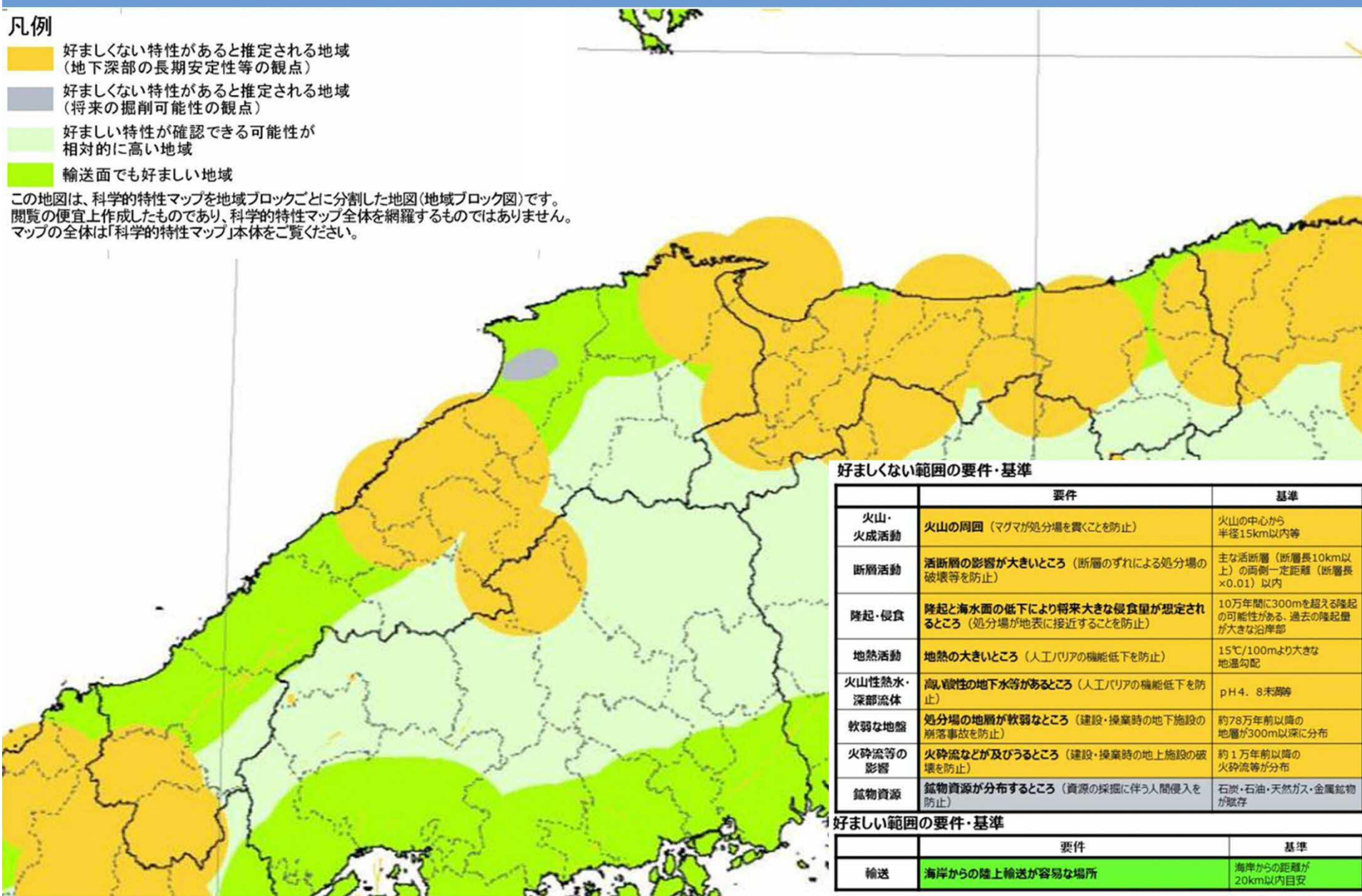
(参考) 科学的特性マップ

95

凡例

- 好ましくない特性があると推定される地域
(地下深部の長期安定性等の観点)
- 好ましくない特性があると推定される地域
(将来の掘削可能性の観点)
- 好ましい特性が確認できる可能性が
相対的に高い地域
- 輸送面でも好ましい地域

この地図は、科学的特性マップを地域ブロックごとに分割した地図(地域ブロック図)です。
閲覧の便宜上作成したものであり、科学的特性マップ全体を網羅するものではありません。
マップの全体は「科学的特性マップ」本体をご覧ください。



好ましくない範囲の要件・基準

	要件	基準
火山・火成活動	火山の周囲（マグマが処分場を貫くことを防止）	火山の中心から半径15km以内等
断層活動	活断層の影響が大きいところ（断層のずれによる処分場の破壊等を防止）	主な活断層（断層長10km以上）の両側一定距離（断層長×0.01）以内
隆起・侵食	隆起と海水面の低下により将来大きな侵食量が想定されるところ（処分場が地表に接近することを防止）	10万年間に300mを超える隆起の可能性がある。過去の隆起量が大きな沿岸部
地熱活動	地熱の大きいところ（人工バリアの機能低下を防止）	15℃/100mより大きな地温勾配
火山性熱水・深部流体	高い濃度の地下水等があるところ（人工バリアの機能低下を防止）	pH4. 8未満等
軟弱な地盤	処分場の地層が軟弱なところ（建設・操業時の地下施設の崩落事故を防止）	約78万年前以降の地層が300m以深に分布
火砕流等の影響	火砕流などが及ぶところ（建設・操業時の地上施設の破壊を防止）	約1万年前以降の火砕流等が分布
鉱物資源	鉱物資源が分布するところ（資源の採掘に伴う人間侵入を防止）	石炭・石油・天然ガス・金属鉱物が賦存

好ましい範囲の要件・基準

	要件	基準
輸送	海岸からの陸上輸送が容易な場所	海岸からの距離が20km以内目安

(参考)廃止プラント

96

(申請日順)

事業者	プラント	炉型※	営業運転終了日	備考
日本原子力発電(株)	東海発電所	GCR	1998年3月31日	1996年6月28日決定・廃止措置中
中部電力(株)	浜岡原子力発電所(1・2号機)	BWR	2009年1月30日	2008年12月22日決定・廃止措置中
東京電力HD(株)	福島第一原子力発電所(1～4号機)	BWR	2012年4月19日	事故による廃止
東京電力HD(株)	福島第一原子力発電所(5・6号機)	BWR	2014年1月31日	事故による廃止
関西電力(株)	美浜発電所(1・2号機)	PWR	2015年4月27日	2015年 3月17日決定・廃止措置中
日本原子力発電(株)	敦賀発電所(1号機)	BWR	2015年4月27日	2015年 3月17日決定・廃止措置中
九州電力(株)	玄海原子力発電所(1号機)	PWR	2015年4月27日	2015年 3月18日決定・廃止措置中
中国電力(株)	島根原子力発電所(1号機)	BWR	2015年4月30日	2015年 3月18日決定・廃止措置中
四国電力(株)	伊方発電所(1号機)	PWR	2016年5月10日	2016年 3月25日決定・廃止措置中
関西電力(株)	大飯発電所(1・2号機)	PWR	2018年3月1日	2017年12月22日決定・廃止措置中
四国電力(株)	伊方発電所(2号機)	PWR	2018年5月23日	2018年3月27日決定・廃止措置中
東北電力(株)	女川原子力発電所(1号機)	BWR	2018年12月21日	2018年10月25日決定・廃止措置中
九州電力(株)	玄海原子力発電所(2号機)	PWR	2019年4月9日	2019年2月13日決定・廃止措置中
東京電力HD(株)	福島第二原子力発電所(1～4号機)	BWR	2019年9月30日	2019年7月31日決定・廃止措置計画認可申請中

※. PWR : 加圧水型軽水炉, BWR : 沸騰水型軽水炉, GCR : ガス冷却炉

私たちは、福島第一原子力発電所と同様の事故を決して起こさない、
という強い決意のもと、事故の教訓を踏まえながら、
徹底した設備対策 と 緊急時対応力の向上 を両輪に、
安全性の向上に取り組んでいます。

「安全性向上の取り組みに終わりはない」 との考えのもと、
新規制基準に適切に対応することはもとより、
新たな知見も踏まえながら、
安全性の向上を不断に追求 してまいります。